

## 室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、平成25年10月30日から同月31日までに室戸市芸東地域において発生した大型定置網の漁具被害（以下「災害」という。）を受けた漁業者の早期の復旧、再生産及び経営の安定に資するため、室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、災害の被害を受けた漁業者で市長が別表第1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付ける事を適当と認める者（以下「被害漁業者」という。）に対し、その施設等の復旧に必要な施設資金（以下「資金」という。）を貸し付ける融資機関は室戸市と漁業災害対策特別資金利子補給契約を締結した、高知県信用漁業協同組合連合会の地位を承継した西日本信用漁業協同組合連合会とする。

(融資条件)

第3条 この資金の融資条件は、別表第2に定めるとおりとする。

(被害認定)

第4条 資金の貸付を受けようとする漁業者は、市長の被害認定を受けなければならない。

2 被害認定を受けようとする者は、被害認定申請書（別記様式第1号）により、漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して、平成26年9月30日までに市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者に対し被害認定書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(借入手続)

第5条 資金の貸付を受けようとする者は、平成26年11月30日までに被害認定書を融資機関に提示して、室戸市急潮漁業災害対策特別資金借入申込書（別記様式第2号）により融資の申込みを行うものとする。

(利子補給金の交付期間)

第6条 利子補給金の交付の対象とする期間は、貸付実行のあった日から、15年間とする。

(利子補給金の額)

第7条 融資機関に交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上半期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下半期」という。）の期間ごとに区分し、各期間内における融資残高のうち、別表第2の融資残高欄の区分に応じた融資平均残高（各期間中の毎日の最高残高（滞納に係るもの及び延滞金を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）について、貸付利率が無利子になるように算定した額の合計額とする。

(補助金交付の承認手続)

第8条 利子補給を受けようとする融資機関は、別に市長が指定する日までに、室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金承認申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類2部を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 資金借入申込書及び見積書の写し、その他資金使途を明らかにする書類
- (2) 被害認定書又はその写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金承認書(別記様式第4号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

3 融資機関は、第1項又は第2項による申請の際に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(貸付実行の報告)

第9条 融資機関は、前条2項の通知を受けた後資金の貸付を実行するものとする。

2 融資機関は、資金の貸付を実行したときは、その日から10日以内に室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金貸付実行報告書(別記様式第5号)により市長に報告しなければならない。

3 融資機関は、第1項の規定にかかわらず、貸付実行を中止し、又は延期したときは、速やかに市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(利子補給金の交付申請)

第10条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、上半期分にあつては7月15日まで、下半期分にあつては1月15日までに室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付申請書(別記様式第6号)に事業成績書(別記様式第7号)を添えて市長に申請しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、利子補給金の交付を決定し、室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付決定通知書(別記様式第8号)により当該申請に係る融資機関に通知するものとする。

(利子補給金の請求及び交付等)

第12条 融資機関は、前条の通知があったときは、所定の請求書により利子補給金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、利子補給金を交付するものとする。

(資金の取扱い)

第13条 貸付けは、既存の漁業制度資金を優先的に利用するものとする。

2 貸付額は、万円単位とする。

3 約定償還額は千円単位とし、借入金額を償還回数で除し、剰余は第1回目の償還金額に加算する。

4 貸付実行、資金の払出及び貸付金の管理については、高知県漁業近代化資金取扱要綱及び高知県漁業近代化資金事務処理要領の取扱いに準ずるものとする。

(検査及び報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは融資機関又は被害漁業者に対し、関係帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは提出を求め、又は資金の使途、貸付状況等についての報告を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第15条 市長は、融資機関又は漁業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の承認又は利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により利子補給の承認若しくは利子補給金の交付決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 資金を他の目的に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他公益上不適当と認めるとき。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、融資機関又は被害漁業者が室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(以下「排除措置対象者」という。)に該当すると認めるときは、利子補給金の交付を行わないものとする。

2 市長は、融資機関又は被害漁業者が排除措置対象者に該当すると認めるとき、当該排除措置対象者に係る、利子補給の承認又は利子補給金の交付決定を取消すことが出来る。この場合において、市長は、融資機関又は被害漁業者がすでに利子補給金の全部又は一部を受領済みであるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 融資機関又は被害漁業者は、利子補給金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を利子補給金の交付決定があった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条から第17条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月30日から施行し、同年11月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

被害基準

被害漁業者	災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10パーセント以上である者
-------	--